

資料 1

平成 28 年 5 月 19 日

資料

税理士制度の見直し

- 税理士制度について、申告納税制度の円滑かつ適正な運営に資するよう、税理士に対する信頼と納税者利便の向上を図る観点から、税理士の業務や資格取得のあり方などに關し見直しを行う。

1. 納税者利便の向上

- 租税教育への取組の推進（税理士会会則の絶対的記載事項化）
- 調査の事前通知の規定の整備

2. 税理士の業務の活性化・人材確保

- 報酬のある公職に就いた場合の税理士業務の停止規定等の見直し
- 税理士試験の受験資格要件の緩和（職歴要件3年以上⇒2年以上）
- 補助税理士制度の見直し

3. 税理士制度の信頼性の向上

- 公認会計士に係る資格付与の見直し（研修の受講）
- 税理士に係る懲戒処分の適正化（税理士業務の停止期間1年⇒2年）
- 懲戒免職等となった公務員等に係る税理士への登録拒否事由等の見直し

4. その他

- 事務所設置の適正化（税理士会の登録調査権限の明確化）
- 税理士証票の定期的交換
- 電子申告等に係る税理士業務の明確化
- 会費滞納者に対する処分の明確化

関係法令

○税理士法（昭和二十六年六月十五日法律第二百三十七号）（抄）

（税理士の資格）

第三条 次の各号の一に該当する者は、税理士となる資格を有する。ただし、第一号又は第二号に該当する者については、租税に関する事務又は会計に関する事務で政令で定めるものに従事した期間が通算して二年以上あることを必要とする。

- 一 税理士試験に合格した者
 - 二 第六条に定める試験科目の全部について、第七条又は第八条の規定により税理士試験を免除された者
 - 三 弁護士（弁護士となる資格を有する者を含む。）
 - 四 公認会計士（公認会計士となる資格を有する者を含む。）
- 2 公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第一項の規定により同法第二条に規定する業務を行うことができる者は、この法律の規定の適用については、公認会計士とみなす。
- 3 第一項第四号に掲げる公認会計士は、公認会計士法第十六条第一項に規定する実務補習団体等が実施する研修のうち、財務省令で定める税法に関する研修を修了した公認会計士とする。[新設]

（試験の目的及び試験科目）

第六条 税理士試験は、税理士となるのに必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とし、次に定める科目について行う。

一 次に掲げる科目（イからホまでに掲げる科目にあつては、国税通則法その他の法律に定める当該科目に関連する事項を含む。以下「税法に属する科目」という。）のうち受験者の選択する三科目。ただし、イ又はロに掲げる科目のいずれか一科目は、必ず選択しなければならないものとする。

- イ 所得税法
 - ロ 法人税法
 - ハ 相続税法
 - ニ 消費税法又は酒税法のいずれか一科目
 - ホ 国税徵収法
 - ヘ 地方税法のうち道府県民税（都民税を含む。）及び市町村民税（特別区民税を含む。）に関する部分又は地方税法のうち事業税に関する部分のいずれか一科目
 - ト 地方税法のうち固定資産税に関する部分
- 二 省略

（試験科目の一部の免除等）

第七条 税理士試験において試験科目のうちの一部の科目について政令で定める基準以上の成績を得た者に対しては、その申請により、その後に行われる税理士試験において当該科目の試験を免除する。

2～5 省略

○附則（平成二六年三月三一日法律第一〇号所得税法等の一部を改正する法律）（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一～七 省略

八 第十一条中税理士法第三条に一項を加える改正規定及び附則第百三十六条第一項の規定 平成二十九年四月一日

九～十一 省略

（税理士法の一部改正に伴う経過措置）

第百三十六条 第十一条の規定による改正後の税理士法（以下この条において「新税理士法」という。）第三条第三項の規定は、平成二十九年四月一日以後に公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第三条に規定する公認会計士試験に合格した者について適用し、同日前に同条に規定する公認会計士試験に合格した者については、なお従前の例による。

2～7 省略

平成26年3月18日(火) 参・財金委【抜粋】

○税理士法施行令(昭和二十六年六月十五日政令第二百十六号)(抄)

(試験科目の一部の免除の基準)

第六条 法第七条第一項から第三項まで及び第十二条第二項に規定する政令で定める基準は、満点の六十パーセントとする。

○税理士法施行規則(昭和二十六年六月十五日大蔵省令第五十五号)(抄)

(税法に関する研修) [新設]

第一条の三 法第三条第三項に規定する財務省令で定める税法に関する研修は、法第六条第一号に規定する税法に属する科目について、法第七条第一項に規定する成績を得た者が有する学識と同程度のものを習得することができるものとして国税審議会が指定する研修とする。

2 国税審議会は、前項に規定する研修を指定したときは、その旨を官報をもつて公告しなければならない。これを解除したときも、同様とする。

○附則(平成二六年三月三一日財務省令第二九号)(抄)

1 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一～二 省略

三 第一章中第一条の次に二条を加える改正規定(第一条の三に係る部分に限る。) 平成二十九年四月一日

質問者: 尾立源幸君(民主党)

答弁者: 麻生財務大臣

(前略)

尾立源幸君: 公認会計士への資格付与について、改正案では以下のように書いてあります。「公認会計士法第十六条第一項に規定する実務補習団体等が実施する研修のうち、財務省令で定める税法に関する研修を修了した公認会計士とする。」となっております。

そこで質問でございますが、その研修内容について具体的な中身やレベルがどのようなものを想定しているのか、現時点で答えられる範囲で答えていただきたいと思いますし、もう一点、確認までございますが、この研修については、内容を国税審議会が決めるもので、従来のように公認会計士への資格の自動付与ではなく、高度な税法に関する研修を受けることと修了することによって資格が付与されるものと承知しておりますが、その理解でよいのか、改めて大臣にお聞きしたいと思います。

麻生財務大臣: 現在、御存じのように、公認会計士は公認会計士の資格を取ると自動的に税理士資格を付与される制度となっておりますのが税理士法第三条ということになっております。

今回御指摘のありましたように、この制度を改めさせていただいて、公認会計士法に定める実務補習団体等の実施する研修のうち、国税審議会が指定する研修を修了した公認会計士のみに税理士資格を与えるということにいたしております。この国税審議会が指定する研修の内容につきましては、税理士試験のいわゆる税法科目の合格者と同程度の学識を修得できる研修ということを考えさせていただいております。

(後略)